

最低工賃の決定及び廃止決定に関する公示

山口労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第8条第1項の規定に基づき山口県学校服製造業最低工賃を次のように決定し、同法第10条の規定に基づき、山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃（令和5年山口労働局最低工賃公示第1号）を令和6年2月2日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和6年1月4日

山口労働局長 名田 裕

山口県学校服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 山口県の区域内で学校服製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

| 品 目 | | 工 程 | 規 格 | 金 額 |
|-------|---------|-------------|----------------------------|------------|
| 男子学校服 | 上衣 | 糸くず取り | | 1枚につき 25円 |
| | ズボン | ボタン付け | 小ボタン（4つ穴）、糸足つきで、根巻き2回以上のもの | 1個につき 12円 |
| | | 糸くず取り | | 1本につき 23円 |
| 女子学校服 | スーツ型上衣 | そで付け裏まつり | 針目が3センチメートル間に9針以上のもの | 1枚につき 180円 |
| | | 身返しすそまつり | | 1枚につき 25円 |
| | | ボタン付け | 中ボタン（4つ穴）、糸足つきで、根巻き3回以上のもの | 1個につき 13円 |
| | | 玉ぶちボタンホール始末 | | 1か所につき 39円 |
| | | 糸くず取り | | 1枚につき 25円 |
| | セーラー型上衣 | そでロスナップ付け | 2本どりで8回通しのもの | 1組につき 19円 |
| | | フロントスナップ付け | | 1組につき 19円 |
| | | 糸くず取り | | 1枚につき 22円 |
| | スカート | わきかぎホック付け | | 1組につき 25円 |
| | | わきスナップ付け | 2本どりで8回通しのもの | 1組につき 18円 |

4 効力発生の日 令和6年2月3日